



# 遺伝資源活用セミナー

外国起源の遺伝資源(動植物、ウイルスを含む微生物、それらが含む DNA や化合物など)  
の生体成分、それらに関連した伝統的知識)を適切に活用するために

[主催]佐賀大学総合分析実験センター

日時: 平成 25 年 11 月 14 日(木) 14:00~16:00

場所: 佐賀大学教養教育大講義室

遺伝資源に関連した  
伝統的知識を対象とする文系の研究者も対象

遺伝資源(動植物、ウイルスを含む微生物、それらが含む生体成分(DNA・RNA や生合成される化合物など)、それらに関連した伝統的知識)は資源国の主権的権利が及び、資源国外への移動について生物多様性条約が規定しています。それに基づき資源国外への移動について法律を定め、一定の手続きを課す国が増加しています。つまり、資源国政府の認可が必要であり、研究者間の同意だけで、遺伝資源を持ち出してはならない状況が発生しています。このことはしばしば ABS 問題と言われますが、これは Access to genetic resources and Benefit Sharing (遺伝資源へのアクセスと公平な利益配分)を略したものです。これを実効性のあるものにするため、生物多様性条約のもとで「名古屋議定書」採択されました。日本政府も「名古屋議定書」に基づく国内措置を検討しています。今後、遺伝資源を利用する研究活動に大きな影響を及ぼすことは必至です。

そこで、生物資源に関する研究支援を行っている総合分析実験センターでは、ABS 問題の国内学術機関向け窓口である「国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 学術対策チーム」から、鈴木睦昭博士(知的財産室室長)および森岡一博士(知的財産室 ABS 学術対策チームリーダー)をお招きして、ABS 問題の講演会及び個別相談会を開催することにしました。なお、個別相談会では、他に知られたい話を相談することが可能ですし、また、話した内容は極秘とされます。

研究者のみならず、知財関係者の参加も歓迎いたします。学外の方も参加できます。

14:00 開会ごあいさつ

14:05~14:55 ご講演「遺伝資源と生物多様性条約」

国立遺伝学研究所知的財産室

ABS 学術対策チームリーダー

森岡 一 博士

14:55~15:45 ご講演「名古屋議定書(国内措置)の現状と今後」

国立遺伝学研究所知的財産室長

鈴木 睦昭 博士

15:45~16:00 質疑応答

16:00~ 個別相談会

なお、時間調整のため、個別相談がございましたら、あらかじめ下記までご連絡ください。

連絡先: 佐賀大学総合分析実験センター 永野 幸生  
内線 8898 (鍋島からは 6-8898)  
nagano@cc.saga-u.ac.jp



食料・農業植物遺伝  
資源条約も触れます

